

議案第 4 号

令和 5 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 5 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和5年度 橋本市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度橋本市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的支出額に対し不足する額2,016,341千円は過年度分損益勘定留保資金575,491千円、当年度分損益勘定留保資金479,816千円、建設改良積立金961,034千円で補てんするものとする）。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	832,590	100,200	932,790
第8項 企業債	710,600	100,200	810,800

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	2,848,931	100,230	2,949,161
第2項 拡張費	2,396,925	100,230	2,497,155

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
あやの台北部工業団地配水管（2工区）布設工事	令和6年度	15,000

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
拡張工事費	710,600千円	100,200千円	810,800千円

令和5年6月12日 提 出

橋本市長 平木 哲朗